

令和8年8月 砺波広域圏事務組合議会総務常任委員会会議録

1 委員会日程

日程第1 議案第10号及び議案第11号、砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について外1件、並びに報告第2号、令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について、並びに認定第1号及び認定第2号、令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件

日程第2 閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

委員会日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

令和8年8月27日 午後4時10分

令和8年8月27日 午後4時18分

1 出席委員（12名）

1番 小西 十四一	2番 山田 清志	3番 山本 篤史
4番 有若 隆	5番 石川 弘	6番 川辺 一彦
7番 島崎 清孝	8番 水口 秀治	9番 榊 祐人
10番 蓮沼 晃一	11番 今藤 久之	12番 才川 昌一

1 欠席委員（0名）

なし

1 説明のため委員会に出席した者の職、氏名

管 理 者	夏野 修	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	須河 透	会 計 管 理 者	竹村 和敏
事 務 局 長	菊池 紀明	水 道 事 業 所 長	山道 久功
総 務 課 長	天野 貴応	クリーンセンターとなみ所長(兼)	菊池 紀明
南砺リサイクルセンター所長	林 真郷	水道事業所業務課長(兼)	山道 久功
水道事業所工務課長	齋藤 司	水道事業所水質試験室長	亀田 栄治
クリーンセンターとなみ主幹	式部 純一	総 務 課 副 主 幹	瀧口 純三
総 務 課 係 長	大江 賢郎		

1 委員会の経過

午後4時10分 開会

○委員長（榊君） 皆様ご苦勞様でございます。

それでは、管理者をはじめ当局の皆様、そして委員の皆様にはお揃いでご出席を賜りありがとうございます。

委員会の進め方につきましてはお手元の次第の通り予定しております。また発言者は挙手の上、委員長の指名により発言をお願いします。

まず、付託議案の審査を行い、採決の後、閉会中の継続審査についてお諮りし、その後、せっかくの機会でありますのでご意見などがございましたら、意見交換を願いたいと存じます。

それでは会議を開きます。

本定例会において、当委員会に付託されましたのは、議案2件、報告1件及び認定2件であります。

これより、議案第10号および議案第11号「砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について」外1件、並びに報告1件、並びに認定2件について、議題といたします。

なお、議案説明会で一通りの説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

す。質疑の後に関連する議案ごとに採決を行います。

それでは質疑はございませんか。

〔なし〕

○委員長（榊君） 質疑はございませんか。

〔なし〕

○委員長（榊君） 質疑はないようでありますので、質疑はこれで終わります。

○委員長（榊君） これより採決を行います。議案第10号の供給条例の一部改正及び議案第11号の剰余金の処分については、決算認定の後に採決を行います。

なお、本会議では資料と同じく議案の後に報告、認定の順で審議が行われるもので、本会議での委員長報告も資料通りの順で行います。

まず、報告第2号「令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について」を採決いたします。

原案の通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって、報告第2号については、原案の通り、承認することに決しました。

○委員長（榊君） 次に、認定第1号及び認定第2号「令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」ほか1件を採決いたします。

原案の通り認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって、認定第1号および認定第2号は原案の通り、認定することに決しました。

○委員長（榊君） 次に、議案第10号「砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について」を採決いたします。

原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案の通り可決することに決しました。

○委員長（榊君） 次に、議案第11号「令和7年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決いたします。

原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榊君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案の通り、可決することに決しました。

○委員長（榊君） 以上で、付託議案の審査は終了いたしました。

○委員長（榊君） 本委員会の審査経過と結果につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

ご異議ございませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榊君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○委員長（榊君） 次に、本常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第69条の規定により、閉会中の継続審査として申し出をすることといたします。

これにご異議ございませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榊君） ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

○委員長（榑君） せっかくの機会でございますので、その他ご意見などがあれば、ご発言願いたいと思います。他にございませんか。

〔なし〕

○委員長（榑君） 私から1つよろしいでしょうか。

庄川上流の御母衣ダムの渇水で、水道供給に影響があるのか大変懸念しているのですが、今後の状況について何かご報告できることはありますでしょうか。

○委員長（榑君） 齋藤工務課長。

○答弁者（齋藤君） 私から、水道事業に関係しまして、渇水の報告をさせていただきます。

まず、8月7日から、水利権の20%削減に協力してまいりました。

この20%削減につきましては、砺波市、南砺市に用水供給している量に対しては十分賄える量であるということで、賛同をしてまいりました。

国土交通省は、状況次第では40%削減と言われましたが、水道に関しては貴重なライフライン確保ということで、水道の削減については現状の20%を維持すると言われております。

用水供給には支障はないということで、ご安心いただければと思います。

以上です。

○委員長（榑君） 以上で総務常任委員会を閉会したいと思います。

午後4時18分 閉会

令和8年 8月3/日

委員長

榑 祐人

